

嶺南広域行政組合職員の給与に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日
条 例 第 1 5 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定により、嶺南広域行政組合職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第 2 条 職員の給与については、派遣元の市町の職員の給与に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。